

上野原市と住宅金融支援機構が連携

令和6年4月版
www.flat35.com

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

UIJターンなど移住を
ご検討中の方に！



【フラット35】
地域連携型
(UIJターン)

当初**5**年間の
借入金利

年**0.25%**引下げ

【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス
との併用でさらに金利引下げ！

- ※ 1【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能
- ※ 2【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○上野原市移住者住宅取得等補助金のご相談は



総務部政策秘書課政策担当

☎ 0554-62-3191



【フラット35】に関するご相談は 住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

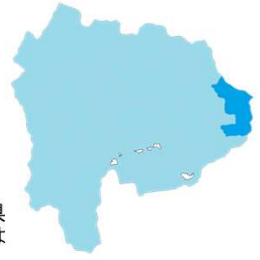
お客さまコールセンター

☎ **0120-0860-35** (通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



山梨県の最東部で、首都圏中心部から約60から70キロメートル圏に位置し、東は神奈川県相模原市、南は道志村、西は大月市と都留市、北は小菅村と東京都西多摩郡と隣接しています。

また、中央自動車道上野原IC、JR中央本線上野原駅及び四方津駅・国道20号、主要地方道四日市場上野原線・上野原あきる野線・上野原丹波山線・大月上野原線があり、首都東京を中心とする関東圏から山梨県への東玄関として重要な交流拠点となっています。

市内を流れる桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びそれらの支流によって形成された河岸段丘が住民生活の基盤をなしており、山岳・段丘・河川がつくりだす自然環境は、日照時間が長い等様々な自然の特性に恵まれています。なお、桂川・秋山川はともに相模川水系であり、神奈川県における主要な水道供給源となっています。



上野原市で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

上野原市移住者住宅取得等補助金

【主な要件】

- ・市外の市区町村に5年以上居住し、平成28年4月1日以降に、市内に転入する移住者。
 - ・平成28年4月1日以降に住宅を取得して定住（市内に永住、又は5年以上生活の本拠を置き、かつ、住民基本台帳に記録されるもの）する者。
 - ・借入要件（住宅並びに住宅用地の取得、既存家屋の増改築に際し、金融機関から10年間以上、かつ、1,000万円以上の借入があること）を満たす者、かつ、市内に転入した日現在において50歳未満の者。
 - ・定住地の自治会に加入した者。
 - ・市税等を滞納していない者。
 - ・本補助金の交付を受けたことがない者。
 - ・自己の居住の用に供する家屋。
- ただし、既存家屋を増改築する場合には、新築住宅と同様の機能 並びに設備を備えるもの。

【補助金額】 上限100万円

基本金額	50万円	+	加算要件	子育て世帯	中学生以下の子一人につき	20万円
				若者夫婦世帯		20万円
				Uターン世帯		10万円

【フラット35】地域連携型

ずっと固定金利の安心

【フラット35】
地域連携型
(UIターン)

金利の引下げ期間

金利の引下げ幅

当初**5年間**

年**0.25%**

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス

との併用でさらに金利引下げ！

※【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に貸付する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。